

平成28年第5回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年4月11日(月)
午後3時00分 から 午後4時13分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者

(農業委員)

- | | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 塚田修彦 | 2番 | 平田秀夫 |
| 3番 | 坂西庄三 | 4番 | 山下正道 |
| 5番 | 小野三幸 | 6番 | 大仁田金次 |
| 7番 | 岡村貞夫 | | |

(推進委員)

- | | |
|------|------|
| 山崎富男 | 川本孝 |
| 尾崎正博 | 田中安雄 |
| 宮崎敬三 | 田尻伸治 |
| 福田正明 | 福田健治 |

4. 本日の欠席委員 (0名)

5. 議事日程

- 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
- 日程第2. 議案第1号 農地利用集積計画の認定について
- 日程第3. 議案第2号 苓北町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について
- 日程第4. 議案第3号 苓北町農地利用調査員設置要領の制定について
- 日程第5. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 野田 尚之・事務局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂

7. 会議の概要

1, 開 会

開会午後3時00分

事務局長

それでは皆様、こんにちは。只今から第5回の農業委員会総会を開会させていただきます。

私は、農業委員会の事務局長を務めさせて頂いております農林水産課長の野田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

総会議事に入ります前に、本日は農業委員会法改正に伴いまして、本年度から新たに活動をお願い致します、農地利用最適化推進委員の8名の皆様にご出席を頂いております。農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づきまして、農業委員会から委嘱をさせていただきます。

それでは、推進委員をお願い致します皆様方に、苓北町農業委員会、岡村会長から辞令の交付を行いたいと思います。

お名前をお呼びいたしますので、前の方にお進み下さい。

山崎富男（やまさきとみお）様、 川本 孝（かわもとたかし）様、
尾崎正博（おざきまさひろ）様、 田中安雄（たなかやすお）様、
宮崎敬三（みやざきけいぞう）様、 田尻伸治（たじりしんじ）様、
福田正明（ふくだまさあき）様、 福田健治（ふくだけんじ）様。
(1人ずつ受領)

事務局長

推進委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会長あいさつ、岡村会長がご挨拶申し上げます。

会 長

こんにちは。農業委員会改正法施行後の初めての農業委員会総会でございます。新しく選任されました、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、よろしくお願いを致します。

私、4月5日の総会で再度会長職を仰せつかりました、岡村でございます。

よろしくお願いを致します。苓北町の農業振興のために全力を尽くして参りたいと思います。皆様のご指導・ご協力を重ねてお願いを申し上げます。

政府が2017年度から実施する、耕作放棄地への固定資産税増税に伴う、農業委員会の指導・強化が一段ときびしくなって参ります。耕作もせず、作付けもされないと判断した農地の固定資産税が、1.8倍に引き上げられることとなります。農業委員会が所有者に対して意向調査を実施し、耕作もしない、作付けもしないとの回答を得た場合は、土地利用権の移転について、農地中間管理機構と協議するよう勧告し、増税の対象となります。農水省は耕作放棄地の発生防止を農業委員会の必須業務となり、改革を進め勧告制度を機能させたい考えでございます。農地利用最適化推進委員の皆様には、農業委員会の指導の

会 長

もと、農地パトロールを強化して、遊休農地の発生防止に全力を挙げて頂きますよう、よろしくお願いを致します。委員の皆様方もよろしくご協力下さい。それでは、本日の協議に入ります。

事務局長

はい、ありがとうございます。この後農業委員会の議事に入って参りますが、本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも、今お座りの自席にて、本委員会を傍聴して頂きたいと考えております。総会議事終了後に休憩を挟みまして、農業委員さんと推進委員さん、合同での、それぞれの業務等に関する研修会を実施させて頂きたいと考えております。それでは、本日の議事進行、配付資料につきまして、田中事務局長補佐からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局

どうもお世話になります。私は、事務局長補佐をしております、田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ここで、総会について説明させていただきます。先程、事務局長が申しましたが、本日は推進委員の皆様は、傍聴して頂くこととしております。議事において、また議案の内容については、ご発言をご遠慮くださるよう、お願い致します。なお、事前にお配りした書類には、会長決定の前でしたので、会長名が入っておりませんでした。本日差し替えをしておりますので、よろしくお願いいたします。本日の総会は、全員出席でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長さんをお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

会 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

それでは、1番の塚田修彦(つかだみつひこ)委員さんと、2番の平田秀夫(ひらたひでお)委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の、野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

会 長

続きまして、日程第2．議案第1号 農地利用集積計画の認定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい、日程第2．議案第1号 農用地利用集積計画の認定について、ご説明いたします。

これは、町が農業委員会などの関係機関、農協や農業公社等団体の協力を受けて、農地の貸し借りや売買の意向などを基に農地の掘り起こし活動を行い、農業経営基盤強化促進法、安心して農地を貸せる仕組みの整備に基づき、農業委員会に意見を求めるものです。

では、4ページをお開き下さい。

新規で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては、議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。期間は10年8ヶ月です。

続きまして、5ページをお願いします。

転貸で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては、議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。期間は10年8ヶ月です。

事務局からは以上です。

会 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。

会 長

続きまして、日程第3．議案第2号 苓北町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい。農地パトロールとは、利用状況調査のことで、熊本県内農業委員会組織において、今迄は「くまもと農業ステップアップ運動」、今回からは「くまもと農業・最適化推進運動」と申しますが、その中の運動のひとつとして、・農地の利用状況の実態把握、点検活動、・遊休農地の実態把握と発生防止、解消対策、・違反転用の発生防止等を目的としています。

議案説明の前に、事務局の瀬形から、農地パトロール（利用状況調査）から、利用意向調査までの概要について説明致します。15Pをお開き願います。

事務局瀬形

事務局の瀬形です。よろしくお願います。

農地パトロール（利用状況調査）から、利用意向調査までの概要について説明致します。15Pをお開き願います。

農地パトロール（利用状況調査）から利用意向調査までの概要について

①農業委員会は毎年1回、農地パトロール（正式な名称は「利用状況調査」）を実施しなければなりません。耕作中であるか荒廃農地であるか（荒廃農地ではA分類とB分類の2つに分ける必要があります）又は違反転用でないか確認をする作業になります。

実施時期については、5月～8月。現地確認については、農地利用最適化推進委員にお願いをします。必要であれば議案第3号でご審議していただきます、調査員の方にもお願いをしたいと思います。しております。

②利用状況調査の結果、A分類の荒廃農地については、今後農地をどうするか、利用意向調査を実施します。10月～11月に荒廃農地の所有者へ配布する予定です。

※ちなみに、A分類とは、比較的簡単に農地に復元して耕作できる農地です。後で行います研修会で詳しく説明させていただきます。

③利用意向調査の結果、6カ月後、意向どおりに荒廃農地が解消できていない場合は、所有者へ勧告を実施します。意向調査を農業委員会へ提出しなかった場合も勧告の対象となります。（町内の方で提出がない場合は、不在の方を除いて提出の催促を行います。）

※勧告とは、農地中間管理機構と協議することを所有者へ通知することになります。

④勧告を受けた農地の所有者には、固定資産税の課税強化が行われます。勧告を受けた年の翌年度から実施されます。

先程会長から説明がありましたが、これまでの1.8倍に課税がされます。

⑤意向調査の結果、機構又は円滑化団体を利用する場合は、それぞれに事務局から通知を行います。（最適化の推進）

⑥機構が借り受けるか、否か農業委員会へ通知されます。

これはですね、機構が借り受ける農地は条件がありまして、優良農地で借り受

事務局瀬形

ける人がいないと、借りてもらえないということです。

⑦機構が借り受けない農地（優良農地でない農地）については、農業委員会で耕作者を探す必要があります。（最適化の推進）

⑧利用状況調査の結果、B分類の荒廃農地については、非農地判断を行います。
※非農地判断とは、農地（田・畑）以外で耕作不可能な状態であると農業委員会が判断することです。

以上が農地パトロールの一連の流れとなります。よろしくお願ひします。

事務局

それでは日程第3. 議案第2号 荅北町農業委員会農地パトロール

（利用状況調査）実施要領の制定について説明致します。6Pをお開き願ひます。熊本県農業会議より農地パトロール実施要領（利用状況調査）について制定を求められたので附議するものでございます。

以下、実施要領案を説明致します。7Pをお開き下さい。

荅北町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領

（趣旨）

第1条 農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。

このため、農地パトロールを実施し、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組む。

なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査及び耕作放棄地全体調査を兼ねて行うこととする。

（農地パトロール月間）

第2条 5月～8月までを農地パトロール月間として設定する。

（実施の対象及び内容）

第3条 農地パトロールは、全ての農地を対象に、農地利用最適化推進委員及び農地利用調査員及び事務局で実施する。なお、実施にあたっては、次の事項を主体的に行う。

（1）遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の把握

（2）農地法の許可（届出）及び農業経営基盤強化促進法による利用権設定等案件履行状況の確認

（3）農地の違反転用の早期発見

（4）贈与税または相続税の納税猶予適用農地（以下「納税猶予適用農地」）にかかる利用状況の確認

（5）仮登記農地の利用状況の確認

（6）営農型発電施設（太陽光パネル等）の設置に係る農地についての

適切な営農状況の確認 *営農型発電施設への転用がなければ外す。

(趣旨の徹底)

第4条 農地パトロールの実施にあたっては、農業委員会総会において、趣旨や実施方法等について、意思統一を図って実施する。

(事前準備)

第5条 農地パトロールを実施する際には、区域を区切って地区担当の農地利用最適化推進委員を定める。また、農地等の図面については農業委員会事務局であらかじめ準備する。

(調査結果の整理等)

第6条 農地パトロール終了後は、参加者による報告・検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、事後指導の対応について協議する。

(1) 荒廃農地調査への反映

農地パトロール(利用状況調査)の結果については「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査票」の集計等に活用するものとする。

(2) 農地台帳等への反映

調査結果や遊休農地に関する措置状況について、農地基本台帳で的確に管理する。具体的には、農地の利用状況調査の調査年月日、農地の利用状況、遊休農地の指導状況等を記載・管理する。その際、必要に応じて、農家自ら記載情報の確認・修正を行うための筆別表との照合・確認、住民基本台帳や固定資産税台帳との照合・確認を行う。

また、遊休農地の位置を視覚的に把握するため、地図による管理に努める。

なお、荒廃農地調査で「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」(B分類)と区分され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」(以下、「非農地」と判断し「非農地通知書」を送付した土地については「非農地通知一覧表」に管理することから、農地基本台帳から削除する。

(3) 農地所有者等への利用意向調査の実施

遊休農地を把握したとき、または耕作の業務に従事する者の不在が認められる農地を把握したときは、その農地の所有者等に対し「利用意向調査」を行う。

当該調査により、所有者等が農地の貸付等を希望する場合は、

- a 農地中間管理機構への通知
- b 円滑化団体への白紙委任(利用権設定等委任契約)
- c 農業委員会への農地のあっせん申し出等の把握を行い、必要な措置を講じるとともに、貸付けの意向を得た遊休農地については、

事務局

貸出希望台帳等で管理する。

- (4) 違反転用農地については「農地法関係事務処理要領の制定について」に基づく指導を行う。
- (5) 納税猶予適用農地については、違反転用の事実を発見した場合及び農地法第32条の規定により遊休農地である旨の通知をした場合は、遅滞なく、当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知する。
- (6) 農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断し、「非農地通知書」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理する。

(広報)

第7条 事前に農地パトロールを実施する旨を町の広報誌等で周知する。

(連絡・調整)

第8条 農地パトロールの実施にあたっては、農政主管課をはじめ、県段階の関係機関と緊密な連携、調整を図る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

実施要領につきましては、以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

小野委員

いいですか。15Pの①のかつこ書きで、必要があれば調査員にお願いしてますね。調査員っていうのは、どういう方々を指しているのですかね。

事務局

後でですね、議案の第3号で審議をしていただくんですが、農地の方は推進委員さんが主に回っていただくことになります。調査員は補助員ということですね。

小野委員

はい、わかりました。

議 長

この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認することに致します。

議 長

続きまして、日程第4. 議案第3号 苓北町農地利用調査員設置要領の制定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい。日程第4. 議案第3号 苓北町農地利用調査員設置要領の制定について、説明いたします。10Pをお開き願います。
熊本県農業会議より苓北町農地利用調査員設置要領について制定を求められたので附議するものでございます。

以下、設置要領案を説明致します。11Pをお開き下さい。

苓北町農地利用調査員設置要領

(目的)

第1条 苓北町農業委員会(以下「委員会」という。)は、遊休農地の発生防止と解消、意欲ある多様な担い手への農地集積を図るため、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の実施にあたり、農業委員会に苓北町農地利用調査員(以下「調査員」という。)を置く。

(職務)

第2条 調査員は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 農地の利用状況の調査に関すること。
- (2) 農地台帳の整備に係る農地等の所在、所有者及び利用者等の調査に関すること。
- (3) 遊休農地の解消及び利用集積等農地の有効利用に関する調査及び諸活動。
- (4) その他、第1条の目的達成のため、会長が必要と認めた事項。

2 調査員は、概ね一月毎に所定の様式で当該期間の活動の実績を報告しなければならない。

(資格)

第3条 調査員の資格は次のとおりとする。

広く農業に関心を持ち、遊休農地の解消及び集積等農地の確保・有効利用に意欲的で地域の農地事情に通じている者。

(調査員の数)

第4条 調査員は、51人以内とし、地区担当の調査員数は別表のとおりとする。

(委嘱)

第5条 調査員は、地域ごとの農業の実態、その他の事情を勘案し会長が委嘱する。

(任期)

第6条 調査員の任期は、委嘱のあった日から委嘱のあった日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 調査員が解嘱した場合は、速やかに後任の調査員を委嘱する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第7条 会長は、調査員が次の各号の一に該当することになった場合は解嘱することができる。

- (1) 第3条に掲げる資格を失ったとき。
- (2) 辞退の申し出があったとき。
- (3) その他会長が解嘱する必要があると認めたとき。

(会議)

第8条 会長は、必要に応じて調査員会議（報告・検討会等）を開催することができる。

(手当)

第9条 調査員には、手当を支給する。

2 手当は、日額5,800円とし、毎月一括して支払う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

事務局

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

[別表 (第4条関係)]

地区名	調査員数
坂瀬川地区	9人
志岐地区	19人
富岡地区	11人
都呂々地区	12人

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

事務局長

この中で、51人以内となっておりますが、これは、あくまでも51人全員という訳ではなくて、予算的に51日間という表現でございます。こちらとしましては、半日単位でも活動して下さる方がいらっしゃれば、それに応じて推進委員さんとともに現地の確認を行って頂きたいと考えております。以上です。

議 長

推進委員さんも初めてでございますので、もう少し詳しく調査員のことを説明していただけますか。どういう場合に調査員をお願いするか。

事務局瀬形

後で研修会の時に詳しく説明しようかと思ってたんですけど、会長の方から言われましたので、説明します。

事務局瀬形

農地パトロールを現地の方で確認して頂くんですが、自分の地区以外は詳しくない地区があると思うんですよ。例えば、〇〇さんなら、〇〇地区は詳しいけど、〇〇の町中とかは良くわからないとかいわれると思うんですよ。その場合、その地区を詳しい方を選んで頂いてですね、その人に補助をして頂くということで、調査員の委嘱をして頂くということで、この要領を作っております。後、事前にですね、こういった方達は詳しいんじゃないかということで、皆さんがわかるならですね、その方達を一応頼んでもいいかなと考えておらしてですね、いざ回る時に、やっぱりこの人達が必要だという時に頼んで頂ければですね、必要な日数に応じて日当をお支払いしたいと考えております。

議 長

農地パトロールをしまして、一筆調査をずっと行うわけですが、やはりあの、推進委員の方が各地区を回って頂く訳でございますが、どうしても、ここは誰のかわからんという土地が、多分多くあります。そういうことで、その地区に詳しい方を調査員として、推進委員さんの補助員として頼むことができるということですね。

例をとって申し上げますと、〇〇地区はわかるけど、どうしてもこの辺はわからんという時に、地区のある程度詳しい方を調査員としてお願いして、推進委員さんと一緒に、図面に点を落として頂きたいということでございますので、〇〇を例にとりますと、11区あるわけですが、全部に調査員が必要な訳ではございませんので、例えば2ヶ所に3～4人の調査員をリストアップして、パトロールをされるときにどなたか1人推進委員さんの補助役として連れて行って頂きたいというのが、今の説明でございます。おってまた詳しく説明があるかと思いますが、総会終了後、推進委員さんの発言もされるように時間を取りたいと思いますので、その時にご質問をして頂きたいと思います。

議 長

今、事務局の方から説明がございましたこの件につきまして、委員さん、何か質問ございますか。

塚田委員

農地利用調査員とは、農地利用最適化推進委員の皆さんがなる訳ではなくて、別に委嘱する訳ですよ。

(はい)

議 長

他に質問はございませんか。ないようでしたら、議案第3号につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認することに致します。

議長 それでは、日程第5. その他事項についてを議題と致します。
事務局から説明をお願いします。

- 事務局
1. 遊休農地に関する対策の取り組み強化(案)について
 2. 苓北町遊休農地等の利用意向調査等の手続き規程(案)について
 3. 農地に該当するか否かの判断事務取扱要領(案)について
 4. 平成27年度農業委員会活動状況の点検評価(案)及び平成28年度農業委員会の活動計画(案)について
 5. 平成27年度くまもと農業ステップアップ運動活動状況報告について
 6. 平成28年度「くまもと農業・最適化推進運動」の目標と作戦計画について
 7. 次回の農業委員会総会について
次回、平成28年第6回総会は、平成28年5月10日(火)午前9時30分からの予定です。会場はここ庁議室です。
推進委員さんには、必要に応じて連絡いたします。

議長 以上で今回の審議要件について全て完了いたします。
以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきたいと思っております。皆様お疲れ様でございました。
なお、閉会の後、農業委員・最適化推進委員の研修会に移らせて頂きます。
よろしく願いいたします。

閉会午後4時13分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____